

戦国時代と戦国大名

★室町後期にあたり、応仁・文明の乱がおこった一四六七（応仁元）年から、室町幕府が織田信長に滅ばされた一五七三（天正元）年までの、ほぼ一世紀をさすことが多い（日本史広辞典）

★応仁の大乱が地方に波及していく文明の頃（一四八〇年前後）から、織田信長が上洛して、やがて足利將軍を倒し、安土政権を確立するほぼ永祿から天正の初期（一五七〇年前後）までの約一世紀に近い時期をさすのが妥当のようである（日本歴史大辞典）

★・永原慶二氏は、戦国のはじまりを明応二年（一四九三）の細川政元のクーデターが画期になるとした。各地の大名が幕府から離れ、独自の動き出すが、幕府ではそれを法的にも、制度的にも、さらには実力からいっても規制できなかったからである。私はおおむねこの見解に賛成である。ただ、細川政元が將軍義材を追放したこと事は幕府内部の争いであって、政元も、戦国大名として歩んだわけではない。私はむしろ政元のクーデターの前々年の延徳三年（一四九一）十月の北条早雲による伊豆打ち入りの方が、戦国時代の開幕を象徴しうると考えている（戦国大名Ⅱ小和田哲男）

★応仁の乱から戦国争乱への移り変わりの指標として、何よりも明応二年の細川政元のクーデターを挙げたいが、その前に長享元年（一四八七）に始まる將軍義尚の近江守護六角高頼征討がある。それ自身、戦国争乱への過渡期としての意味をもっている。そこで、永正元年（一五〇四）細川氏の分裂の始まるまでの、政元のクーデターを中心とする前後約二十年近くの時期を、応仁の乱から戦国争乱への過渡としたい（岩波歴史講座・戦国の争乱Ⅱ鈴木良一）

（戦国大名）

★戦国期に、数郡から一國ないし数カ國の規模で領域支配を展開した地方政権の称。応仁・文明の乱後、中央政権の求心力の低下に伴って、各地に出現。守護大名や守護代が成長したもの、國人あるいは一介の浪人など出自はさまざまであるが、いずれも領国に一元的支配をしたことを特徴とする。恒常的戦時体制を背景に領内への支配力を強め、貢高という算定基準をもとに領内の武士に軍役を課す貢高制、独自の法体系としての分国法など、種々の統制上の工夫をみだし、藩を政治単位とする近世封建制への橋渡しをした（日本史広辞典）

★戦国時代に各地域に郡ないし國規模を支配領域として成立する地方政権の主宰者。戦国大名は成立の諸条件によって、さまざまな形態をとるが、支配領域に対して、所領安堵権・軍事指揮権・裁判権などを一元的に掌握し、領土と人民を支配する専制権力である。戦国大名は、十五世紀後半―十六世紀前半に守護権力の争奪のなかで成立していく。系譜的にみると、守護の系譜をひくもの（武田・今川・佐竹・細川・六角・北畠・大内・大友・島津）守護代それに準ずる系譜（上杉・織田・尼子・朝倉・三好）國人の系譜（伊達・松平・浅井・毛利・長宗我部）その他家臣等からの上昇（北条・由良・斎藤・松永）などである。

・戦国大名は広義の家臣を（一）直屬家臣（二）独立性の強い同盟者的家臣という二重に編成し、（二）を婚姻関係を通じてその子弟を（一）に繰り込むなどして、同質化をはかった。そして、所領の安堵・新恩の権限を掌握し知行制を整え、知行高に応じた軍役を充課し、家臣の軍事行動を義務づけた。（略）（国史大辞典）

（荘園公領制体制における戦国大名への道）

★荘園公領制。・・・荘園と公領（國衙領）という日本中世の二つの土地

制度を総合的にとらえた概念。職（しき）の体系、年貢、公事の収取といった土地人民支配の両者の共通性による、荘園公領とも大田文により田数を確定され、国家的賦課の対象となっている点を重視し、中世の土地制度はたんなる私的土地所有体系ではなく、国家的性格をもったものとしてとらえようとした。南北朝内乱期をもって荘園制の本来的ありかたが大きく転換・動揺し、それに代わる土地所有・人民支配体制の動きが本格的に開始した。中世前期は荘園の現実的支配権をもたない形式的領主（本所・領家）が安定的に存続し、現地支配機能をもつ在地領主制がなお職（しき）秩序によって、一定の制約から免れない「荘園制」段階であり、中世後期はそれが独自の発展をとげ、領域支配体制をてんかにする「大名（守護・戦国）領国制」段階とみることができる。

★荘園解体期の地代分配関係

①本年貢—この部分は絶対額が固定され、ひきあげられることは殆どない（総体的にはその比重は低下する）現実の掌握者は従来の荘園領主にとどまらず、守護・国人領主がいくこんでいく（毛利元春は豊島・竹原二郷の領家職であった）文書一—一五—この本年貢収取の前提となる賦課対象面積は多くの場合、大田文以来のいわゆる「公田」面積である。したがって公田以外の田がいくらあり、それを誰がどのように掌握しているかは領主的土地所有の問題である（国人領主の性格と関連）

②名主加地子—名の納税責任者（最末端の支配機能）名主職—十四世紀以降、生産力の上昇、本年貢の固定によって余剰地代（加地子）が、売買・譲与の対象としうる権利—名主加地子として一般化した—加地子名主職として表示された、同時に地主的階層相互に組織・秩序を保障した

③守護段銭—南北朝期から、臨時役から室町中期には恒常役にまで発展。永享三年「室町殿御所移住」に費用一万貫を「三ヶ国四ヶ国守護千貫

一ヶ国守護二百貫云々、仍千貫衆七人、二百貫十五人云々」（満濟准后日記）などのように守護大名に割り当てられた、やがてこの段銭が守護が国人領主を抜官化する場合の給与にもなっている。

★国人領主としての存在形態

地頭としての毛利氏は越後佐橋・南条地頭職・河内加賀田郷地頭職など所職の支配は一族に任すかたちで南北朝以降放棄し、吉田荘・入江保（請所—預所）を手始めに内部荘・有富保など隣接地域に所領を拡大したしかし、毛利の場合荘園所職以外に「某村」など地域名の所領があり、所職とはかかわりのない国人の独自の所領形成の動きがみられる。

文安三年（一四四六）

伊勢神宮役夫工米段銭基準面積「公田」二十九町五段大百十歩

永享六年（一四三四）

毛利一家中分銭支配日記（定田総数） 六百七十町余

国人領主が大田文「公田」にのみ依拠するのではなく、独自の土地把握に努めたことを示す。そのために、鎌倉的惣領的武力機構とは異なる軍事編成を推進し、名主階層を「内の者」として家臣化するばかりでなく、村落下層をも「郎従」としていく方式をとった。

しかし、惣領的支配による衆中組織では、惣領中心の求心力と、地域性などによる独自性をもとに独自行動をとる遠心力が相半ばして、庶家の統制に苦心している。所領についても惣領家と庶家の差はあまりない時代もあった。

麻原殿御分百五十八丁三反十分、福原殿御分九十二町九段駆十分
中馬殿御分八十二町二反三百四十分、坂殿御分百廿四一反大
川本殿御分三十五町五段十分、吉田殿御分百七十六町九反八十分

永享六年（一四三四）十二月十五日

此外、入江五十七町二反也

八二 室町幕府奉行衆奉書写

毛利備中守熙元申請役以下事、条々背旧例、近年面々令無沙汰、剩不相從惣領之所勸、事実者、好而招其咎歟、太不可然、所詮於以後者守熙元下知、可被致其沙汰、若猶有緩急儀者、可被処罪科之由、所被仰下也、仍執達如件、

（室町幕府奉行衆奉書写）

享徳四年（一四五五）五月廿七日

沙彌 在判

（諏訪）沙彌 在判

一族 中

（幕府毛利氏一族ノ總名ヲ實メ總領熙元ノ下知ニ從ハシム）

この件については、同日付けで守護武田信賢に、熙元に合力するよう指示がでている。

★国人一揆から戦国大名へ

国人領主は一地域の支配には有利であったが、単独で守護の領国化に對抗することは不可能である。多くの場合、国人一揆を形成して守護の領国化に対抗した、したがって、大名領形成の道は具体的には守護の戦国大名化か、国人一揆の戦国大名化かの二つの道が考えられる。安芸の場合、応永十一年（一四〇四）新守護山名満氏の入部に対抗して一揆が形成されている。

二四 安芸国諸城主連署契状

安芸国々人同心条事

一、無故至被召放本領者、一同可歎申事、一、国役等事、依時宜可有談合事、一、於是非弓矢一大事者、不廻時剋馳集、為身々大事可致奔走事、一、於此衆、相論子細出来者、共令談合、就理非可有合力事、一、京都様御事者、此人数相共可仰上意事、若違背此条々者、日本国中大小神祇、別者、嚴島大明神御罰、各々可罷候、仍連署之状如件

応永十一年九月廿三日

小内

沙彌 妙語（花押）

（以下三十二人略）

国人一揆からいかにして大名領国体制が成立するか、衆中の横断的同盟の中から、誰が、いかにして主君に転化するか、一つは毛利家中における権力の強化である、

★庶子家・譜代の編成

地域的惣領制では惣領と庶家の横の関係を、縦の関係にかえる内部構造の質的变化が必要である。毛利本家は応仁の乱に、途中で東軍から西軍に反応したが、この頃から庶家に対する権力が伸びたようである。

毛利氏は隣国備後の守護山名の庇護をうけたが、その被官にはならず安芸の武田にたいしては、その領国に組み込まれなかったのみか、武田の勢力は毛利の地域的惣領制の中へ入りえななかった。

豊元・弘元・興元を通じて備後にも勢力をのぼし、部分的には小地域の同盟・協力体制をつくり、横ならびの体制の中で次第にリーダーシップを持つ傾向がみられる。これと並行して譜代の組織が整い、庶家にたいする権力がのびてくる。大体延徳（一四八九）から天文（一五三二）にかけて毛利一族が占拠した地域には庶家が領有していた土地にも毛利本家の代官がおかれるようになる。しかし、一国人領主が領域大名に成長する過程は平坦ではなく天文十九年（一五五〇）元就が、専横を極めた井上一族を誅伐し、それによって主君権力を、はじめて「公儀」として確立することによってようやく前進したのである。この事件の後にだされる「三九八毛利元就井上衆罪状書」および「四〇一 福原貞俊以下家臣連署起請文」⁹⁾によってみると、戦国騒乱の表舞台における元就の活躍の華々しさの裏に、三十数年にわたる領国体制形成にたいする執念がうかがえる気がする。こうした経過を経て、かつての国人一揆の段階では仲間・衆中であつた熊谷・平賀などの有力国人の家臣化、知行宛行が開始される¹⁰⁾。しかしなお、弘治三年（一五五六）においても十数名の安芸国人と、傘型連判状によって軍事行動に関する「申合条々」を盟約している¹¹⁾。独立的国人領主間の横の結合を縦の關係に完全にくみかえてしまうことは不可能にちかく、譜代・国衆という二重構造をもち、それは主従關係・軍事編成等基本的諸点において異なり、元就のすばらしい軍事・外交の手腕に比して、領国統治に心を配りながらも、ついに領国法を制定しえなかつた理由もこうした家臣団の二重構造・領国内部の複雑性にあつたのであろう。

（戦国大名毛利氏の権力構造）

★家臣団の編成と構造

毛利氏の家臣団はその系譜により庶家・譜代・国衆・外様と分けられて

いる。このうち庶家は坂・有富・麻原・中馬・福原・河本などの諸氏で、南北朝動乱期に分出したもので、それ以後は一名田くらいを分与された小庶家しか分出していない。これらの庶家も十六世紀に入る頃にはは他の譜代と同じように、本家の全くの家臣となるのである（応永十一年の一揆契状に五家あつた毛利氏が、弘治三年の傘連判状には本家以外にない¹²⁾。さらに、享祿五年（一五三二）毛利氏の一族・譜代の重臣福原広俊以下三十一名が用水管理・負債者の追求・逃亡下人の処分という三項目について、毛利氏権力が私領内に立ち入ることを認める起請文を奉行栗屋孫次郎に提出している¹³⁾。元就が本宗家を継いだ大永三年から九年後である、この間、急速に大名化が進んだことが伺われる、恐らくこの段階で家臣団は形式的には形を整えていたと言えよう。

天文十九年の井上誅伐事件後の家臣起請文（連署者二三八名）は依然として家臣の知行地経営の強さをしめす相互調停的な性格をのこしながら用水権の毛利氏への帰属・戸口調査・具足数規定・所領没収権を明確にしているし、軍事的に編成された土地所有権が毛利氏の下に形成され、質的にも軍役と知行のヒエラルキーとして成立したといえよう。

★行政・官僚組織の構成

毛利氏の正月行事を祝う「毛利氏正月佳例書」によれば、拝賀の日の遅速によって家臣の序列がみられるが、それは譜代・外様・国衆という序列と中間小者・一戸衆という序列に整理することができる。譜代・外様・国衆はそれぞれ被官・中間や下層家臣層を陪臣にもち、漸次領主的基盤を弱めてはいったが合戦注文にみられる軍事編成では独立の軍団を形成して大名権力の武力単位をなしていた。しかし、彼等は行政機構の中では官僚制的に編成されていく、天文十九年の井上誅伐を契機として、元就奉行人（桂元忠・児玉就忠）・隆元奉行人（栗屋元親・国司元相）

による四奉行連署打渡状があらわれる、また他方では、元就奉行人単独の奉書、隆元奉行人単独の奉書も存在する、この時期家臣への給地宛行状は、元就・隆元連署の体裁が多いが、隆元―隆元奉行人の保証が充分な効力を発揮せず、再度、元就―元就奉行人の保証を求める事実も見られる。次いで毛利氏五奉行体制が出現する、それは隆元奉行人の赤川元保・栗屋元親・国司元相、元就奉行人の桂元忠・児玉就忠の五人である。この機構は弘治三年（一五五七）大内義長滅亡後、大内奉行人との連署奉書に多くみられ、こうした体制の一応の完成形態が元龜三年（一五七二）の「毛利氏掟」である。この掟書には、宗主輝元の下に三つのグループが官職階層制的に整理されている、①は小早川隆景・福原貞俊・口羽通良・吉川元春で構成される最高機関であり、②は▲赤川就秀▼国司有相・栗屋元真・栗屋元勝・栗屋元種・栗屋就秀・児玉元良▼平佐就之▼児玉就方・国司元武▼栗屋元通・桂就宣の十二人で、年寄衆并奉行衆と呼ばれ③の兼重元統以下二十一名を執行職として三組に別けて付属させ整然たる番組織を構成していた。制度の整備に伴い家格にとらわれないで、能力主義による官僚化がすすめられた（▼印は五人衆Ⅱ五奉行として特別権限を持つ）

こうした上級武士の組織化とともに、下級武士をどのように編成するかの問題がある。毛利氏においても、被官（倅者）・郎従・僕従・中間・小者の身分差を持ったものと、家臣を寄親にして従う与力（寄子）・一所衆という寄子同心方式の二つのタイプがあった。与力・一所衆は本来武将の陪臣であるが、その武将に対する臣従の度は弱く、大名はその臣従を否定し直接軍団配備の対象としていった。元龜三年の掟のなかで「与力一所之者、可随公儀事、付、与力一所之者給也明所儀、寄親手裁判、可為曲事之事」と定めている。与力を直接公儀に従わすため寄親の

与力に対する知行権をとりあげる方針を示している。一所衆の軍役は知行高に依りて、具足役何両とさだめられるたのである。毛利氏の家臣団は①譜代・外様・国衆という身分別はあってもその下に被官・中間等の陪臣を編成した独立の武力単位としての上層家臣団と②在郷の土豪層よりなる下層家臣団とに分かれる。後者はさらに(a)上層家臣の与力・一所衆と(b)上層家臣との被官関係をもたず、直接大名に見参し招集される一戸衆とに分かれる。一戸衆が地域的に結合して〇〇衆(佐東衆・山代衆)と呼ばれる集団もある。こうして封建支配者は、根本的には兵農分離を断行し、土豪層を恒常的な軍事力と村役人にすることであり、他方では上層家臣の在地離脱をおし進めて在城制の形で結集し、既成の下層家臣団を足軽や鉄砲衆のような機能集団階層に統一することを目指した。しかし、毛利氏の場合、一揆衆中から出発した大名道中は、国衆に対する関係から、土豪の在地離脱政策がはかばかしく進まず、豊臣大名になった天正末期の惣国検地以降の「八箇国御時代分限帳」による所領分散給与によって緒についた程度といえよう。

★貫高制と知行制度の構造

家臣の知行地の性格は荘園的土地制度を脱しきれない複雑なものである。職の残存・寺社半済の分与・領一給一抱の重層的知行の存在などあり、表示法でみると天文の中頃までは郷・名ないし名内の地名表示であり、それが面積表示にかわり、弘治頃(一五五五)から貫高ないし石高の表示にかわる。防長征服後新恩給与を契機に知行の散在化をはかり、庄郷内の分地も行なわれ、天正(一五七三)以降になると知行地をなくし切米(銭)・浮米(銭)に変えていき俸録制への動きも見られる。

給分宛行の変化は①本領安堵・城誘(普請)・役夫工米以外一般公課なし(享徳頃)後には本領役(銭)が臨時に課せられた。②新恩給地

・一般公課負担、③名田単位(名主職)を与える・手作り・中間・下人分作自由(福原氏の是永名三町大を二二人に分割している)④大永五年(一五二五)給与地が一名田から分割給与・分散給与になる(天文中頃)⑤同一書立(給地付立)に面積表示の給地と収納高(何貫前・何石足)表示の二形式が併記されている。毛利氏の検地済の地は収納高表示が多い(天文末年頃)⑥名主職と作職(下作職)が別人に与えられている(児玉四郎右衛門尉、竹のはな名の名主職、その名内各筆の作職は栗屋・井上・中村に与える、やがて名内の各筆毎の作職名を記した給地付立もでてくる。一地一作人への運かな流れか)⑦抱名職・「抱」は給人(給主)と實際耕作者との間に存在する中間収益権であって、作職と同様に給与の対象になった。⑧給地の性格変化と並行して領主の直轄領である公領の性格も変化しその面積も増大した。公領の管理は郷村の代官・郡代官の手によって行われ後には公領代官も置かれている。又全給地に課せられる春・秋の反銭賦課があり、この反銭もまた家臣の給与とされた。こうした複雑な知行体系で、領全域にわたって統一的知行制をしき、政治軍事の両面において大名を頂点とする封建的ヒエラルキを築くために、領土の全体的把握のため従来行われていた貫高制が基本政策になってきた。

★貫高制について

中世後期、武士の所領に課した軍役などの基準を貫高で表示した制度で、十三世紀後半後北条氏の所領に貫高表示が現れた、建武政権のもとで地頭所領からの所出を貫高で表し、その五〇分の一を地頭・御家人役として課した。この所領高としての貫高は、その所領からの年貢・公事・夫役などの得点を銭で換算したもので、銭納にもとづく年貢高ではない。戦国大名はこの軍役高としての貫高制を採用するとともに、検地など

によって郷村の年貢高を貫高で把握し、軍役高と年貢高の兩者を統一した貫高制を確立しようとするが、後北条氏を除き体制としては完成しなかった。太閤検地によりこの郷村高と知行役高を統一し、米で換算した役の基準体制として完成したのが石高制である（日本史広辞典）

莊園・公領制の小地域を越えてより広い領域（領国）の統一的支配を目指す大名にとって、庄郷の丈量の不統一、職分給与による重複課役、大田文などの基準の非現実性などを克服して、統一的軍役制度によって國人・小領主を給人化しようとする場合の統一基準として、後北条氏によって貫高制が体系化された。この場合、田一反五〇〇文・畠一反一六五文を基準にしたが、毛利の場合もこれが一応の基準になっている。

貫高の決定がかならずしも現実の土地面積の丈量把握にもとづくものでなく、大名、給人、農民の間の相対的な力関係によって政治的にきめらるから、そのまま面積に一致するものではない。貫高制が実際にどのような機能しているかを、厳島神社領についてその特徴を、永禄四年「徳分所務帳」によってみていくと①貫高記載にかかわらず米納、田数はすべて「何反」と整数と貫高併記、一反未満は貫高のみ。面積は便宜的目安で貫高だけが確かな数値をしめす。四十数筆あるが、一反三〇〇目から七〇〇目まで十三種ある、毛利氏の政策によって新たな基準貫高を人為的に設定し正確な面積は省いて土地台帳を作成したらしい②永禄十年徳令御反銭納日記によると、田品の差を「四百田」「五百田」「六百田」の三種で表し、これだけは「一反分」と記しその他は面積を略しており、その田数にかけ反銭は一反〓五〇〇文に対して六〇〇文の割合（一・二倍）で掛けられている。

永禄十年徳令御反銭納日記

四百田一反分 四百八十文 東光寺。五百田一反分 六百文 助三郎
一貫百目 壹貫三百文 新二郎。一貫三百目 壹貫五百六十文 九郎
えもん。六百田一反分 七百廿文 弥九郎。百五田三反分 壹貫八百
文 新二郎。...

ここでも、面積把握が充分なされておらず、課税基準としての貫高を決めて帳簿面をあわしたことがわかる。つまり、面積把握がすすまない段階で、何らかの根拠を持つ貫高が早急に田地におしはめられ、その高から一反〓五〇〇目の率で面積がおしはかられ、土地台帳が作成された。

この貫高で給地を与えられた給人が、貫高相当の年貢を徴収できるかどうかは、個々の条件によるのが常態であった。③貫高のもとで実際の徴収は年貢米であったとともに、反銭自体が米で徴収されることが多かった。その場合、米を銭に替える「代方所」がつくられた。現実の売買によって変動のある和市（換算率）でなく、体制的に基準となる和市でなければならぬ、そこで平均的な一貫〓一石が定められ、貫高制が一応成立する（永禄初年ころ）貫高制は在地の完全な掌握を後まわしにしても、まず軍事力掌握と知行制の統一基準の設定をめざすものであり、一度貫高制を基礎に権力編成を築くとその貫高に規制されて、権力が、より直接的に在地（農民）掌握にすすむことがむずかしくなる、ことに防長征服時などの在地土豪を古い在地基盤のまま軍事編成にくみこまねばならなかった（山代一揆、一戸衆〓山代衆など）その土豪の基盤を破壊して農民を直接掌握すること（兵農分離）が体制的に不可能になり、家臣団の二重構造を克服することはできなかった。天正十六・十九年の惣国検地においても、貫高を単に石高に置き換えたにすぎない分米高表示もあり、国衆などには直接検地せず、指出を提出だけのものもあ

る「山内家天正十四年、六七四〇貫、天正十九年六七四〇石などある」

〔毛利氏の権力構造と分国法〕

★分国法……戦国家法とも。戦国大名が家臣統制・領国支配のために制定した法。効力が支配領国に限定去れることと、紛争などにおける各人・当時の自力救済を全面否定するなど領域内での強力な支配を特色とする。それまで非体系的に存在していた法・例・習などの諸規範を修正・取捨して、一元的な法体系に統合することをめざす。局所的・個別的な事情に優越する抽象度の高い一般性をもった法典として制定されることが多く、法の歴史の重要な画期をなす。起源としては置文や一揆契状のように人的結合体を律する規範や、守護公権に由来する国法があげられるが、「御成敗式目」はじめ幕府法の強い影響がみられる場合が少なくない。（日本史広辞典）⁽¹⁸⁾

★家臣団統制の論理……戦国家法を法の規制対象の面より大別すると、

①家臣を対象とする統制法②領国の被支配者一般を対象とする領国法の二つに分類できる。①の方が卓越し、②は体系化されない個別法令に多い。戦国大名にとっては、多くの家臣を集め、それを軍事組織として一元化が急務であった。ここに、新旧家臣との親疎の度合い、譜代・外様の対立等反服常なしという状態も時代的風潮といえよう。「侍は渡り者に候」という「去就の自由」が認められていた、これは、当時の武士の強烈な自意識が前提になっていた。この自意識が自力救済観念として、名誉・権利回復のための闘争が喧嘩・私闘という形で、しかも、集団的力として発動される場合が多い、これにたいして、幕府などの公権力はこれを部分的にしか否定しえないものであった。さらに、従者が主人に対する忠誠義務も、その所属する集団（一族・党・一揆）に対する忠誠義務に、常に優先するものでなく相対的なものとして選択の対象で

あった。したがって、戦国家法は多くのものがこの課題解決のために制定されたもので、基本原則は、①家臣の自力救済行為を全面的に否定し、あらゆる紛争を大名裁判にゆだねることの強制。②自力救済行為を支えた「縁」にもとづく行為規範（集団に対する忠誠義務）に優先する大名に忠誠義務という行為規範の確立であった。これらの規範は、喧嘩両成敗、私的集団・盟約の禁止、結婚の統制等として法令化された。

★領国支配の論理……国・国家は大名の領国をさす語である。ここでいう国（国家）の特徴として①大名の政治的支配領域として独自性と完結性がある。他国のことは大名権力とは無関係で対象外とし、自国の独自性として、度量衡・交通制度・宗教統制・物価統制など実効はべつとして一応基準設定への意欲は強い、とくに、撰銭令はその典型である。

②大名と直接主従関係をもつ家臣だけでなく、領国内の人民すべてが国家の構成員で、大名によって明確に把握されたものである。この法はすべての人民に等しく効力をおよぼし、保護をうけるものとして制定された。③大名権力の領国支配を正当化する目的で大名によって創出された支配理念としての国家は、大名権力によって保全されるという大名の絶対性……この最も成熟したのが後北条氏だといわれている。

★毛利氏掟をめぐる諸問題……歴史的課題の多い戦国史論・戦国武将論において、戦争・領国経営・家臣統制・謀略調略等の戦術分野で、よかれあしかれ、必ず一つの典型として論議にのぼる毛利氏の政策、しかしこと、法制に関する限り毛利の名はでてこない。後世の批判に耐える法体系を残していない、その間の事情はどうであったんだろう。

①……誓約共同体である国人一揆の専制支配の法が、戦国大名権力・大名法の形成に決定的影響を与える「国人一揆の共同の場を戦国大名権力の「公」場に、誓約事項を権力の法に、一揆の絶対性を大名の絶対

性に、誓約者が一八〇度転換させることで顕現される。(戦国期大名権力の構造に関する一試論)西山 克の立場にたつと、分国法の不成立はこの一八〇度転換の機会がなかったといえよう。毛利家文書四一八にある元就より隆元にあてた自筆書状(年欠、九ヶ条、恐らく永禄末期のもの)にある次の諸項目は参考になるだろう。

一家中之儀、毎度如申承候諸人心持、上下万民之心持、今之分候者、行末之事勝事迄候、興元代迄ハ如形候之處、不思議ニモやく遠行候て、幸松殿幼少之間ニおらひるる成行候、雖然、そも家中ニ歴々之者共候、余主人幼稚にて、おらひるる候と申候ても、ういふんて候間、其上其比迄ハ、むういふて候間、唯今ハ誠雲泥万里之遠にて候、中ノ不能申事にて候、其後我等代ニ成候而、尼子方ニうらうい候て、捉も何もかも不入、只ノ家ニともう、はり候ハ、との事迄て、家中之者共ニハ、何事も上より手をとり候て、萬事司矢うとの儀を頼候、候て候つる間、一うと又我等代ニおらひるる仕成候つ、けよも中國悉尼子方ニまとうい、當國も武田、神主、小早川、平賀、悉以雲泥同意候、只ノ當家一人計にて候つとも、家中かとの事、捉かともハ、おらひたてす候も、とハリ候や、雖然、上野介を初候て、井上、豊後守、肥後守、伯耆守を初、又栗屋掃部にて候、國司備後守、飛騨守以下、むうい存候者共數多候つとも、おらひるる候と申候ても、如形事ニ候キ、

一如此之条、司矢ハ大勝之事候之条、此時ありやうの法度改道を被行、有道之儀、こそ可被申付本意ニ候、共、于今雲州強敵ニ候、又豊後之事も不知候、來嶋之儀、是又不知候、此等をかいらとて、備藝衆も當家よりと内心共ニ存候衆ハ更不覺候、我々等輩之毛利とて、いまいり候事、偏ノ口惜おけなま、日夜可被存居候、然時者司矢ハ面むきハ勝候様ニ候とも、いま更々安堵之思無之候事候条、政道法度も滞、口惜事迄候、

★日暮れて、道遠し。

七十五歳という当時としては長い元就の生涯において、死の前年まで戦陣にあり、迫り来る外敵に対し内政充実の遅れ、特に人事、法整備の不備を憂う切々たる書状はじつに多く残っている、まさに、「日暮れて、道遠し」の感切実である。

毛利氏が法規範の基礎としたものにつぎのようものが考えられる。

①二二六 毛利元就外十一名契状 弘治三年十二月二日、これは軍勢狼籍の禁止(時と場合によっては一部解除)勝手な陣払いの禁止についての申し合わせ(傘連判状形式)。

②四〇一 福原貞俊以下家臣連署起請文、十八条あり、(1)井上誅伐二就キ表裏別心ヲ存ゼズ(2)君命ヲ違法ス(3)傍輩喧嘩ニツキ主君ノ下知ニハ遣背セズ(4)家中ノ喧嘩ニ具足ニテ馳集ルヲ禁ズ(5)合戦ノ際ハ忠節ヲ抽ず(6)嫉妬争權ヲ戒メル(7)私憤を措キテ公儀に尽クス(8)喧嘩ハ下知ニ任ス(9)牛・馬・山・河・鹿ノコト(10)井出溝道ノコト(11)合戦ニ具足不着ノ者ハ所領没収ス(12)褒美ヲ閑却セラレタル者ノ上申(13)出陣使節等ノ招集ニ応ズなど家臣相互の対応、喧嘩禁止、給地管理などの取り決め「公儀」という言葉とともに、殿様下知御裁判、井出溝道ハ上様之也など、一揆集団からは格段の進歩がみられる。

③四〇四 毛利氏掟 元龜三年十二月朔日(輝元掟ヲ元春・隆景等四人ニ与ヘ、年寄・奉行ニ伝エシム)(10)

これは国法というよりも、行政法で、行政上の諸注意、行政組織は分かるが分国法というには余りにもかけはなれたものといえよう。元就は弘治以降、おびただしい数の個別の規制、心がけ、注意の書簡を残している、これを集大成するだけの時がなかったのであろう。戦国大名の一つの典型とは言えよう。

〔参考論文〕

- 戦国大名としての毛利氏の性格(河合正治) 西國の戦国大名(松岡久人) 大名領国制の史的位相(永原慶二)
- 毛利氏天正末徳川初建について(加藤益幹) 三國大名研究の問答点(村田修三) 戦国大名毛利氏の権力構造(村田修三)
- 戦国期大名権力の構造に関する一試論(西山 克) 戦国期大名・毛利氏知制府の権限(松岡久人)

四〇四 毛利氏

一、掟之條數

年寄衆奉行之中間条々之事

一、在城之事

一、不謂親子同姓類不可爲員備願之事

一、從自國他國使者飛脚到來之時其取次、何なる難去私之用候共其使飛脚召はせ罷出返事相調可差遣候、但各以相談之上、於相禮儀者評定衆可相調候、其取次之者懸、可會禮之事

付番手之時者何なる自用之儀候者罷、可罷候之事、若相煩儀候者、檢使申請養生之趣可也

付談合之時者番手ハ勿論非番之者ハ罷出可罷候事

一、申出を儀候はれ、身ハ引懸可罷候之事

付不借一命人のにくみを受て、公儀たりハ可然儀裁判可仕之事

一、諸公事并諸懸等之儀其取次ハ別人相調候、以上、各該合可申事

付衆行之外儀をさる衆中儀候共聞入間敷事

一、法度ハ漏候意之者不可許容事

付、眞實之者同罪之事

一、喧嘩仕出之者上下共ハ相手向ハ可申付之事

一、召仕者之次第上中下共ハ相定之期於懸引者給地可召放事

付若無承引者遂被露一途可申付事

一、方々ハ差遣使相定中間之日限於致延引者給地可召放事

一、與力一所之者可隨、公儀事

付、與力一所之者給地明所之儀寄親手裁判可爲由事之事

一、又小者下知、其主々堅可申付候、以上、服候者可加成敗事

右條々之旨爲旁被成御心得、年寄衆奉行之事、堅被仰聞、合點之趣被書載承之、可得其心者也

元龜三年

十二月朔日

除幕

左近允殿

下野守殿

元春

右御條數之段、於四人致承知、尤存候御年寄衆奉行衆ハ堅申渡之、存其旨之趣被載左記

十二月二日

左近允 貞俊(花押)

下野守 通良(花押)

左衛門守 元春(花押)

左衛門佐 隆賢(花押)

赤川十郎左衛門尉殿

平佐藤右衛門尉殿

兒玉周防守殿

國司飛彈守殿

栗屋縫允殿

御條數之旨御四人として被仰聞候、隨存其旨記、若自今以後於致被載

元龜三年之冬、各以衆評所定置者也、宜守此旨矣

各々申聞る条々

一、不謂親子同姓類不可爲員備願事

一、當番之時、何なる用段候共、堅固ハ可相懸事

一、法度ハ漏候意之者不可許容事

付、眞實仕者候者可爲同罪事

一、喧嘩仕出之者上下共ハ相手むうハ可申付事

一、方々ハ差遣使相定日限於致延引者給地可召放事

一、客來之時罷上可被召仕事

一、又小者下知之事、其主々堅固ハ可申付候、於違者可加成敗事、者被尋究、以上、一途可被 仰付者也

十二月三日

其時之役

住左衛門大夫(花押)

栗屋縫殿(花押)

國司右京亮(花押)

兒玉周防守(花押)

平佐藤右衛門尉(花押)

兒玉三郎右衛門尉(花押)

栗屋惣兵衛尉(花押)

栗屋内藏丞(花押)

栗屋弥次郎(花押)

栗屋捕部助

國司飛彈守(花押)

赤川十郎左衛門尉(花押)

各々申聞る条々

一、不謂親子同姓類不可爲員備願事

一、當番之時何なる用段候共、堅固ハ可相懸事

一、法度ハ漏候意之者不可許容事

付、眞實仕者候者可爲同罪事

一、喧嘩仕出之者上下共ハ相手むうハ可申付事

一、方々ハ差遣使相定日限於致延引者給地可召放事

一、客來之時罷上可被召仕事

一、又小者下知之事、其主々堅固ハ可申付候、於違者可加成敗事

付供之時急之事

付、ち(り)こ候事

付供之時、鐘持内(人)候事

一、與力一所之者可任、公儀事

付與力一所之者給地明所之儀寄親裁判可爲由事

元龜三年十二月十三日

大分不同

兼重左衛門尉(花押)

天野(花押)

福原少輔四郎(花押)

長井右衛門大夫(花押)

庄原兵部丞(花押)

兒玉木工允(花押)

渡邊肥後守(花押)

兒玉豐前守(花押)

栗屋左馬允(花押)

兒玉十郎右衛門尉

栗屋木工允(花押)

福原左馬允(花押)

兒玉采女允(花押)

佐藤彦三郎(花押)

東左京亮(花押)

長沼又四郎

渡邊小左衛門尉(花押)

兒玉兵庫允

井上源右衛門尉

兒玉美濃守

井上新三郎(花押)

今度於石道五日市御手之衆敵討捕頭註文六十八到來候、誠各御高名無比、類候信直御馳走御入道之至、更に難謝候、向後不可致忘却候、猶兩人可申入候、恐々謹言

五月廿三日

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)

隆元(花押)